

## 船橋市有料老人ホーム立入検査実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第13項に基づき、有料老人ホームに対する立入検査に関し必要な事項を定める。

### (立入検査の基本方針)

第2条 立入検査の形態は、定期検査及び随時検査とする。

2 定期検査は、毎年度実施計画を策定して行う。

3 随時検査は、施設の管理運営、サービス、入所者処遇等に関する通報、苦情等があった場合において、その内容が法第29条第6項から第11項までの規定に違反するおそれがあるとき、又は当該施設の入居者の処遇に関し不当な行為に該当し、若しくはその運営に関し、入居者の利益を害する行為に該当するおそれがあるとき、その他入居者の保護のために必要があるとき、随時に実施するものとする。

### (立入検査の実施通知)

第3条 定期検査の実施通知（第1号様式）は、立入検査日の概ね1月前までに有料老人ホームの設置者の代表者及び当該施設の管理者（以下「施設の設置者等」という。）に通知するものとする。

2 随時検査の実施通知は、あらかじめ施設の設置者等に通知するものとする。ただし、あらかじめ通知したのでは当該有料老人ホームの日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、この限りではない。

3 前2項の規定にかかわらず、法第29条第13項の規定による立入検査と介護保険法第23条の規定による運営指導を同時に実施するときは、船橋市介護保険サービス事業者等指導監査要領第3条第2項の規定により、船橋市介護保険サービス事業者等指導監査要領第1号様式の3により併せて通知することができる。

### (実施方法)

第4条 定期検査の実施に当たって、当該施設に対し提出を求める事前提出資料については、必要事項を記入の上、立入検査実施日の2週間前までに提出を求める。

2 立入検査は、原則として当該施設若しくは介護等受託者の事務所等において、当該施設の責任者立会のもとに行う。

3 立入検査は、市職員2名以上で行う。

4 市職員は、有料老人ホーム検査員の証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示する。

### (立入検査の結果通知)

第5条 立入検査の結果については、当該実施日に口頭で講評を行い、立入検査結果の通知（第2号様式の1、第2号様式の2又は第2号様式の3）を立入後、できるだけ速やかに送付する。

### (立入検査の改善報告)

第6条 改善報告書（第3号様式）及び指摘事項改善報告書（第3号様式別紙）を前条の結果通知（第2号様式の1）と併せて送付する。

2 施設の設置者等は、改善報告書等に必要事項を記入の上、結果通知から1月以内に提出しなければならない。

ただし、特段の事情と認められる場合は、この限りではない。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月15日から施行する。

第1号様式

第 号  
年 月 日

【有料老人ホーム設置者名称】 代表者 様  
対象事業所等 管理者 様

船橋市長 印

年度有料老人ホームの立入検査の実施について（通知）

老人福祉法第29条第13項に基づく有料老人ホームに係る立入検査を下記により実施するので通知します。

記

- 1 対象事業所等
- 2 実施日時・場所
- 3 担当職員
- 4 事業者等出席者
- 5 準備すべき資料等
- 6 当日の進め方、流れ等

第2号様式の1（改善報告を要する指摘事項がある場合の結果通知）

第 号  
年 月 日

【有料老人ホーム設置者名称】 代表者 様  
対象事業所等 管理者 様

船橋市長 印

年度有料老人ホームの立入検査の結果について（通知）

老人福祉法第29条第13項に基づき、下記のとおり立入検査を実施した結果、別添のとおり改善を要する事項が認められましたので、必要な措置を講ずるよう通知します。

また、立入検査当日に担当職員が口頭にて指導をした事項についても、必要な措置を講ずるよう併せて通知します。

なお、改善報告を要する指摘事項については、同封の「立入検査における指摘事項の改善について(報告)」等に必要事項を記入の上、改善した事項を証する関係書類等を添付し、本通知日から1月以内に報告してください。

記

- 1 対象事業所等
- 2 実施日
- 3 報告書類
- 4 報告期限
- 5 提出先

第2号様式の2（改善報告を要しない指摘事項のみがある場合の結果通知）

第 号  
年 月 日

【有料老人ホーム設置者名称】 代表者 様  
対象事業所等 管理者 様

船橋市長 印

年度有料老人ホームの立入検査の結果について（通知）

老人福祉法第29条第13項に基づき、下記のとおり立入検査を実施した結果、別添のとおり改善を要する事項が認められましたので、必要な措置を講ずるよう通知します。

また、立入検査当日に担当職員が口頭にて指導をした事項についても、必要な措置を講ずるよう併せて通知します。

記

- 1 対象事業所等
- 2 実施日
- 3 報告書類
- 4 報告期限
- 5 提出先

第2号様式の3（指摘事項がない場合の結果通知）

第 号  
年 月 日

【有料老人ホーム設置者名称】 代表者 様  
対象事業所等 管理者 様

船橋市長 印

年度有料老人ホームの立入検査の結果について（通知）

老人福祉法第29条第13項に基づき、下記のとおり立入検査を実施した結果、指摘事項は特にありませんでした。

なお、立入検査当日に担当職員が口頭にて指導をした事項について、必要な措置を講ずるようお願いいたします。

記

- 1 対象事業所等
- 2 実施日

第2号様式<別添>

指摘事項一覧

【事業所等】名

実施日 年 月 日

指摘項目	指 摘 内 容	根拠法令等	改善報告の要否

第3号様式

年 月 日

船橋市長

あて

【設置者】 名

代表者名

【事業所等】 名

管理者名

有料老人ホームの立入検査における指摘事項の改善について（報告）

年 月 日付、 第 号にて通知のありました改善報告を要する指摘事項について、別紙のとおり提出します。

第3号様式別紙

有料老人ホーム指摘事項改善報告書

【事業所等】名

実施日 年 月 日

指摘項目	改善状況または今後の改善計画等	備考